

# 皆野町森林整備計画変更計画書

平成29年3月30日

計画期間 [ 自 平成25年4月 1日  
至 平成35年3月31日 ]

埼玉県

皆野町

## **1 変更の理由**

森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）の施行により、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画制度において、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の設定等が新たに措置されました。

このため、平成 25 年 4 月 1 日に樹立（平成 26 年 3 月 31 日に変更）した皆野町森林整備計画について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定に基づき変更しようとするものです。

なお、この変更の効力は平成 29 年 4 月 1 日から生じるものです。

## **2 変更年月日**

平成 29 年 3 月 30 日

### 3 変更事項 新旧対照表

変更	現行									
<p>I・II (略)</p> <p>III 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 <u>鳥獣害の防止に関する事項</u></p> <p>1 <u>鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法</u></p> <p>(1) <u>区域の設定</u></p> <p>(2) <u>鳥獣害の防止の方法</u></p> <p>別表3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象鳥獣の種類</th> <th style="text-align: center;">森林の区域(林班)</th> <th style="text-align: center;">面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ニホンジカ</td> <td style="text-align: center;">別添概略図のとおり</td> <td style="text-align: center;">4566</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td style="text-align: center;">4566</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>その他必要な事項</u></p> <p>第2 <u>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</u></p> <p>1 <u>森林病虫害等の駆除及び予防の方法</u></p> <p>(1) <u>森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法</u></p> <p>(2) その他</p> <p>2 <u>鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項</u></p> <p>3 <u>保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項</u></p> <p>4 (略)</p> <p>V (略)</p>	対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)	ニホンジカ	別添概略図のとおり	4566	合計	120	4566	<p>I・II (略)</p> <p>III <u>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1 <u>森林病虫害の駆除及び予防の方法</u></p> <p>(1) <u>森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法</u></p> <p>(2) その他</p> <p>2 <u>鳥獣による森林被害対策の方法</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法</u></p> <p>3 <u>保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備</u></p> <p>4 (略)</p> <p>V (略)</p>
対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)								
ニホンジカ	別添概略図のとおり	4566								
合計	120	4566								

## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林盛業の合理化に関する方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適切な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
第5	受託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14

4	その他必要な事項	1 4
第6	森林の施業の共同化を促進する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	1 5
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方法	1 5
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 5
4	その他必要な事項	1 5
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 6
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 6
3	作業路網の整備に関する事項	1 6
4	その他必要な事項	1 8
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の育成及び確保に関する事項	1 9
2	森林施業の合理化に図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 9
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 9
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における楮いう獣害防止の方法	2 1
2	その他必要な事項	2 1
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 1
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	2 2
3	林野火災の予防の方法	2 2
4	森林病虫害等の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 2
5	その他必要な事項	2 2
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	2 3
2	保健機能森林の区域内の森林における宗麟、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	2 4
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 4

4	その他必要な事項	25
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	26
5	住民参加による森林の整備に関する事項	26
6	その他必要な事項	26

## I 伐採、造林、保育のその他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

皆野町は、埼玉県の西北、秩父郡の東北に位置し、東経 139 度 5 分、北緯 36 度 4 分で、東は東秩父村に、北は長瀨町と本庄市に、南・西は秩父市にそれぞれ接しています。

標高は町の中心街で海拔 160m、最も高い城峰山頂で 1,038m になっています。町の中央を東へ流れる荒川に、支流の赤平川、日野沢川、三沢川を注ぎ、他に遠くの利根川にそそぐ小山川が北の一角を北へ流れています。

気象は内陸性気候を示し、冬季は北西の季節風が強く、乾燥した晴天が続き降雨量、積雪とも比較的少なく、夏季は高温多湿で気温の年格差が著しい気象条件です。

当町の総面積は 6,374ha でその大部分が森林で、計画対象森林面積は 4,566ha と総面積の約 72%を占めています。これらの森林は、土地の保全、水源の涵養、CO<sub>2</sub>を吸収・貯蔵、生活環境の保全、保健休養の場の提供など多面的な機能を有しており、特に CO<sub>2</sub>を吸収、貯蔵する機能については、近年深刻になっている地球温暖化問題の対策のひとつとして注目されています。

このように森林の持つ多面的機能は、広くは地球温暖化問題から狭くは地域住民の生活環境の安定に寄与しています。

計画対象森林面積 4,566ha のうちスギ・ヒノキを主体とした人工林は、2,678ha と約半数を占めており、森林資源は充実しつつありますが、木材価格の低迷などによる森林所有者の意欲低下に伴い、森林所有者のみでは森林を維持・保全することが困難な状況となっており、手入れが滞り放置森林が増大する傾向にあります。

今後もこのような状況が続くようであれば、上記に示した森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたす恐れがあります。

それらの状況を回避し、森林の多面的機能を正常に発揮させるために町、埼玉県秩父農林振興センター、秩父広域森林組合、森林所有者等が連携して森林の適正な整備を推進していくことが重要な課題です。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林整備にあたっては森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進します。1の森林整備の現状と課題をふまえ、下記に応じた森林整備を推進します。

森林の有する機能	機能発揮のうえから望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
保健文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。
木材生産等機能	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤整備が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林整備にあたっては、森林の構成、森林の有する機能、森林管理道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案して、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、保健文化、木材生産等の各機能ごとに、森林の整備及び保全の基本方針を定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進する。</p> <p>水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	<p>災害に強い土地を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
保健文化機能	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
木材生産等機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を育成させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

## イ 森林施業の推進方策

森林整備を推進していくために、町と広域森林組合等により、指導啓蒙普及につとめるとともに、森林所有者への呼びかけ、補助事業の説明、斡旋等を行い実行体制を整備する。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

健全な森林の整備と林業の活性化を図るため、次の事項を推進する。

### (1) 森林施業の共同化の促進

普及啓発活動を通じて、地域が一体となって安定的な事業量の確保を図るとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど体質の強化を図る。

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保

#### ア 林業事業体の体質強化

秩父広域森林組合等の林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業を確保するとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど体質の強化を図る。

#### イ 林業従事者の養成・確保

秩父広域森林組合、素材生産業者等の林業事業体における労働力の確保、雇用管理の改善及び事業量の安定確保、生産性の向上、従事者の労働条件の向上など、事業の合理化を一体的に促進する。

さらに新たに林業に就業しようとする者を対象に、林業技術習得のための研修や事業体に関する情報の提供等を行い、就業の円滑化を図ることで林業労働力を確保する。

### (3) 林業機械の導入の促進

森林施業の効率化や労働災害の減少等に資するため、機械作業の宣伝普及、林業機械のオペレータの養成、機械の共同利用化等利用体制を整備するとともに、機械の導入に必要な路網等の整備に努める。

### (4) 作業路等の整備

林業機械に必要な路網については、森林管理道と施業対象地を有機的に連結する作業道の整備を促進する。この場合森林管理道との組み合わせにより、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業をより効果的に実施するための路網を重点化して整備する。

また、森林所有者が共同して利用できる作業拠点施設、災害防止施設、土場や防火貯水槽、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、生産コストの低減に努める。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は、次のとおりとする。なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

樹 種								
スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)	その他広葉樹 (用材)
35	40	35	35	35	50	10	15	55

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）する場合には次に示す施業の方法に従って適切に行うものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保存帯を設け適格な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるにあたっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適格な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流付近や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、コナラ、クヌギ、ケヤキ	

上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町と協議し当該地に適切な樹種を選択する。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立て方法	標準的な植栽本数 (本/h a)
スギ・ヒノキ 広葉樹等	疎	概ね 1,500
	中	概ね 2,500
	密	概ね 3,200

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	原則として、最小限度の刈り払いを実施することとする。ただし、現地の状況により省略することができる。
植付けの方法	列植え（方形植え）又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行ふ。また、植え付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植え穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽時期	春植えは3月中旬から4月下旬、秋植えは9月中旬から10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮のうえ決定する。なお、秋植えをする場合には寒害常習地を避け、苗木の取扱いに十分注意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とし、人工造林すべき期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新 の対象樹種	アカマツ、コナラ、クヌギ、ミズナラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、コナラ、ミズナラ	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹種	天然更新すべき立木本数
アカマツ、クヌギ、コナラ、ミズナラ	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽枝に優劣の差がでたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、ウの期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然造林の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、コナラ、ミズナラ	10,000本/ha

5 その他必要な事項  
該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽密度 (本/ha)	施業方法	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な 方法	備考
				1回目	2回目	3回目	4回目		
スギ	疎仕立て	1,500	標準伐期	—				下記別記 のとおり	
			長伐期	35	45				
ヒノキ			標準伐期	—					
			長伐期	40	55				
スギ	中仕立て	2,500	標準伐期	25					
			長伐期	25	35	45			
ヒノキ			標準伐期	30					
			長伐期	30	40	55			
スギ	密仕立て	3,200	標準伐期	18	25				
			長伐期	18	25	35	45		
ヒノキ			標準伐期	20	30				
			長伐期	20	30	40	55		

#### 別記

##### ア 間伐率

本数比で、概ね 20～35%とする。間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減を図る観点から、気象被害に留意し、間伐率を高め実施するのが望ましい。なお、針広混交樹林に誘導する場合は、概ね 40～50%とする。

##### イ 間伐木の選定の方法

材木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。またスギやヒノキにあっては、雄花の着花量にも考慮し選定する。なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した間伐木の選定にも配慮する。

##### ウ 間伐の実施時期の間隔

平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期末満では10年、標準伐期齢以上では15年とする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																				標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
下刈り	スギ	△	○	○	○																	下記別記のとおり	
	ヒノキ	△	○	○	○	△																	
つる切	スギ									△													
	ヒノキ										△												
除伐	スギ											△				△							
	ヒノキ											△						△					
枝打	スギ											○				△							
	ヒノキ											○						○					

注1 ○印は、通常予想される実行標準。

注2 △印は、必要に応じて実施する。

注3 ←→は、実行時期の範囲を示す。

注4 ○・△印ともに回数は1回を示す。

ア 下刈り 原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。

イ つる切り つるの繁茂状態により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。

ウ 除伐 植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

エ 枝打ち 5年間隔で計3回程度樹高4～8mの高さまで行うものとする。1回あたりの枝打高は2m程度とし、実施時期は秋から早春樹液が流動し始める（厳冬期は除く）直前までに行うものとする。

## 3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

###### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

水源かん養保安林や河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を実施すべき森林を別表1のとおりとする。

###### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2により定めるものとする。

##### 森林の伐期齢の下限

区域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)	その他広葉樹 (用材)
別表2-1	45年	50年	45年	45年	45年	60年	20年	25年	65年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①・②の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等とする。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能が高い森林等とする。

具体的には、紅葉等の優れた森林日を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林とする。

イ 森林施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、アの①・②の森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

また、①・②の森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業その他の森林施業をすべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)	その他広葉樹 (用材)
別表2-2-(1)	70年	80年	70年	70年	70年	100年	20年	30年	110年

※標準伐期齢の概ね2倍を伐期の下限とする。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1により定めるものとする。この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

### (2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育や間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

## 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要情報の提供、助言及びあっせん等により、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

間伐をはじめとする森林施業を計画的に実施するため、林業普及指導員、町、秩父広域森林組合、森林所有者等が連携し、推進体制を整備するとともに、森林施業の共同実施、施業の委託等の共同化を促進する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、町、秩父広域森林組合、森林所有者等の関係者により森林施業に関する話し合いを行い組織的な施業共同化の実行体制を整備する。このため、区域単位での秩父広域森林組合への施業委託の推進、秩父広域森林組合が区域単位に行う造林、保育及び間伐等の技術指導、間伐材の販売計画等を行うことによって区域単位での施業共同化の推進体制を整備強化する。また林業労働力を持たない不在村森林所有者に対しては、施業実施協定の締結に努めるとともに、秩父広域森林組合等による施業の受託など、林業関係事業者の積極的な活用を図り、健全な森林整備に努める。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 共同施業実施者は共同施業団地内の作業道、作業小屋等を共同で維持管理することがで

きる。

(2) 共同施業実施者は必要に応じて労務を提供し、また秩父広域森林組合等に施業の委託ができる。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。なお、この水準は、木材搬出予定箇所における目安であり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

#### 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域とする。

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。



〃			谷草	500	144	4,158	3,532	○	H-11	
〃			能林	800	96	7,942	812		I-11	
〃			藤原	300	117	11,078	13,862		H-09	
〃			二本木	200	172	7,573	4,562		I-11	
〃			大平	100	70	4,406	2,257		H-10	
〃			更木	500	18	1,037	436		G-09	
〃			城峰奈良尾	4,100	111	20,334	2,828	○	H-08	
〃			新美の山	1,000	41	6,037	1,275	○	J-11	
〃			半納城峰	1,000	230	25,400	7,300		H-08	
〃			小計	16,490						

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設にあたっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質、土質などの条件からやむ得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

当町の林家は大半が零細林家であり、さらに、木材価格の低迷等により所有者のほとんどが林業収入のみで生計を維持している状況ではない。

従って、森林施業の共同化及び合理化を進め、林業経営の健全化及び安定化を目標とし、森林管理道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、秩父広域森林組合の各種事業の受委託拡大及び林業従事者の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ア 林業労働者の育成

林業労働者の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り森林づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。当町の林業は、小規模経営で、しかも農業等との兼業も多く、農業振興とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

##### イ 林業後継者等の育成

(ア) 農業を含む農林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため、秩父広域森林組合を中心に協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化に努める。

(イ) 県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めることとする。

(ウ) 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

当町の林業の担い手である秩父広域森林組合においては、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、受け手の受注体制の整備などにより、体質の強化を図ることとする。

また、林業従事者の労働安全の確保、各種社会保険への加入による勤務体系、資金体系等の改善を図り、雇用の通年化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入推進を図る。導入にあたり、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用といった体制整備を進めるとともに、機械作業に必要となる路網等の施設の整備に努める。

○ 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将 来
伐 倒 造 林 集 材	赤平流域 (急傾斜)	チェーンソー 集材機	チェーンソー 伐倒 タワーヤーダー 集材
	赤平流域 (緩傾斜)	チェーンソー クレーン付トラック	ハーベスタ 伐倒, 造材 フォワーダ 集材
造 林 保育等	地ごしらえ 下刈	チェーンソー 人力 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝 打	自動枝打機 人力	自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当町の素材生産は、秩父広域森林組合及び木材生産業者等で行われ、原木市場等への出荷、又は町内の製材業者等で消費されている。

木材価格の低迷、林業労働者の高齢化等で厳しい状況のなか、伐期齢に達した森林の活用を図るとともに、間伐材の利用拡大を図り、地域内製材工場の生産性の向上を図り、地域の木材流通加工体質の強化を図る。また、特用林産物のしいたけ、ひらたけ、まいたけ、ブナシメジ等については、観光客への直売等の需要も多く、流通機構の整備を推進する。

○ 林産物の生産 (特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)			計 画			備考
	位置	規模	体図番号	位置	規模	体図番号	
製材工場	皆野	700					
まいたけ生産施設	金沢	339					
農林産物直売所	皆野	262					

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該地区域内における鳥獣害防止の方法について、次のとおり定める。

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	別添概要図のとおり	4566
合計	120	4566

##### 2 その他必要な事項

鳥獣被害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動範囲・被害状況把握等に努めるものとする。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は収束傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図っていく。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げるものを除く。）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢保護具の措置、巡視等）等の対策について、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山林火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火器材等の配備及び作業道の充実により防災管理網を整備する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

町内において火入れを実施する場合は、皆野町火入れに関する条例（昭和59年6月22日条例第6号）に基づき、適切な措置を講ずるよう指導する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

本町の森林のうち次表に掲げる森林について、森林浴、自然観察等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設・遊歩道の整備を一体として推進することとする。

区域名	森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
	位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大字皆野	字 滝渕	10 林班 3～5・42～46・	1.84	0.41	1.43				
	字 中小根	109～121 小班	1.09	0.24	0.85				
	字 深沢	11 林班 51・55～82・94	2.75	1.35	1.4				
	字小倉谷	～99 小班	3.73	0.76	2.97				
	字伊奈利山	12 林班 23～26・47～	2.58	1.31	1.27				
	字花ノ木	61・63～82・125～128・	10.37	2.56	7.81				
	字棒芽木	130～144・167～169・	2.18	0.99	1.19				
	字小黒新田	171・172 小班	8.02	3.34	4.68				
	字黒新田	13 林班 3～17・32・40	10.06	10.06					
	字シトミクボ	～44・46～49・54・60～	7.77	6.23	1.54				
	字叢山	99・101～107・111・601・	7.6	2.07	5.53				
	字屏風岩	602 小班	1.26	1.26					
	字滝沢	14 林班 9・14・16～21 小	1.22	1.22					
	字上ノ山	班	5.32	3.75	1.57				
		15 林班 1～19・31 小班	1.25	0.52	0.73				
		16 林班 1～7・36～44・	7.07	4.37	2.7				
		77～143・169 小班	1.47	0.82	0.47			0.18	
	17 林班 6～15・3・54 小								
	班								
大字三沢	字大平	21 林班 113～118・128	11.34	8.28	3.06				
		～140 小班							
	字滝沢	22 林班 67 小班	0.17		0.17				
	字芳久保	23 林班 11～13 小班	1.44	0.2	1.24				

## 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持し、又はその状態に誘導等することを旨として、次表に示す方法に従って、積極的な施業を実施するものとする。

施業の区分	施業の方法
造林	原則として拡大造林を行わないものとする。植栽にあたっては土壌等の自然的条件や区域の景観を勘案し、適地適木を第一として樹種を選定する。
保育	育林単層林の幼齢林（スギ・ヒノキ）については、下刈りを7～8年生まで年1回行い、下刈り完了後つる切り、除伐をそれぞれ2回行う。間伐は4～7齢級を対象として1回あたり本数伐採率15～30%で2～3回行う。また枝打ちは2～4齢級を対象として樹高4～5mから1回あたり1～2mの高さで4回行う。特に間伐・枝打ちについては、森林空間の利用を勘案して積極的に行う。 水源涵養機能、山地災害防止機能等の公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については、長伐期施業を行う。
伐採	原則として択伐とする。
その他	森林景観に配慮し、天然林では修景を考慮に入れた施業の導入も進める。

## 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

### (1) 森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内においては、次表に示すところに従い、適正な施設の整備を推進するものとする。

施設の整備
① 整備することが望ましい施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション施設（遊歩道等・林間広場等）</li> <li>・その他の施設（案内板等）</li> </ul>
② 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。</li> </ul>

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	20m	
ヒノキ	18m	
その他	14m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
美の山	皆野9～20、三沢20～23	554.10
破風	国神1～7、日野沢8～12、18～22	815.81
国神	国神72～77、金沢66～71	266.23
金沢	金沢45～65	719.68
日野沢	日野沢13～17、23～44	887.12
三沢	皆野1～8、三沢1～19	1323.54

(2) その他

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

(ア) IIの第2の3の植栽によらなければ適格な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(イ) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(ウ) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3

の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(エ) IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

当町は、蓑山をはじめとして城峯山、破風山、大霧山など登山に最適な山々に囲まれ、訪れる登山者も年々増加しています。

登山は自然豊かな森林を体感できる最も身近な方法であるとともに、登山者の来訪によって山村地域での地域住民との交流による活性化も期待できることから、登山ハイキング道の整備等を行っていきます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

手入れの行き届かない森林や、再造林の難しい森林に企業の森やボランティアなどを積極的に受け入れ、都市住民による森林整備を図る。

6 その他必要な事項

該当なし